

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月 12日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府福知山市長田野町1丁目30番地の3

氏 名 代表取締役社長 平田 喜洋

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-681-0526

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	交洋ファインケミカル株式会社 福知山工場
事業場の所在地	京都府福知山市長田野町1丁目30番地の3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	生産数量(前年度実績) 790 t
③ 従業員数	22人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・設備洗浄→ドラム充填→産廃業者委託 ・蒸留精製留分又は残渣→ドラム充填→産廃業者委託

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(燃焼性)	感染性産業廃棄物
	排出量	51.2 t	0.4 t
	(これまでに実施した取組) ・使用済み洗浄液を再蒸留する事で、廃棄物量の減容化、洗浄溶剤購入量の低減化を図る		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(燃焼性)	感染性産業廃棄物
	排出量	49.0 t	0.4 t
	(今後実施する予定の取組) ・洗浄工程の改良 ・使用済み洗浄液を再蒸留し再生利用		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃溶剤 ・ラベル表示(容器に表示)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状取組の継続		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(燃焼性)	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	21 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・使用済み洗浄液を再蒸留する事で、廃棄物量の減容化、洗浄溶剤購入量の低減化を図る		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(燃焼性)	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	21 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・洗浄工程の改良 ・使用済み洗浄液を再蒸留し再生利用		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	51.2 t	0.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.9 t	0.4 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 社内規定(環境保全管理規定)に定めた基準に従い、業者を選定し契約書を締結 ・ 適正な処理方法であり、リサイクルへの取り組みを選定		

(第5面)

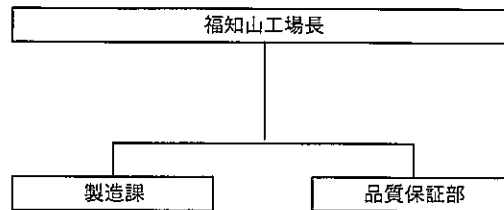
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	感染性産業廃棄物
	全 処 理 委 託 量	49.0 t	0.4 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	49.0 t	0.4 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	51.6 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・産業廃棄物の排出の際は電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物(普通・特管)の処理に係る管理体制

1) 管理体制図



2) 役割

福知山工場長	・産業廃棄物の管理に関する各種事項の総括・決定・承認
製造課	・(特別管理)産業廃棄物管理責任者 ・監督官庁へ各種報告 ・産業廃棄物管理状況の把握と改善案の検討 ・処理業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・マニフェスト発行・保管 ・委託業者への支払い、請求書管理
製造課 品質保証部	・(特別管理)産業廃棄物の分別・保管 ・(特別管理)産業廃棄物発生抑制、再生の検討